大阪府総合教育会議運営要綱

資料２

（目的）

第１条　この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１条の４第９項の規定に基づき、大阪府総合教育会議（以下、「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第２条　会議は、知事が必要があると認めるときに招集することができる。

２　教育委員会から、協議すべき具体的事項を示して会議の招集の請求があるときは、知事は、会議を招集しなければならない。

３　会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

４　会議招集の通知後に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

（会議）

第３条　会議は、知事が主宰する。

２　主宰者は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

（会議の公開等）

第４条　会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

（議事録等）

第５条　会議の議事概要及び関係資料等（大阪府情報公開条例（平成１１年条例第３９号）第８条又は第９条の規定に該当する情報に係るものを除く。）は、会議終了後速やかに公表する。ただし、前条ただし書きにより非公開とした会議の議事概要及び関係資料等については、そのおそれや公益上の必要がなくなったと認められる段階で公表するものとする。

（事務局）

第６条　会議の事務局は、政策企画部企画室政策課に置く。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

　　附　則

この要綱は、平成２７年６月１９日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２９年９月１４日から施行する。